

高裁差戻し審の決定前に「女性を守る」法律を！

最高裁違憲判決

性別変更要件のうち生殖能力をなくす手術が必要とする「生殖不能要件」について、最高裁大法廷が10月25日に、「違憲」とする決定を出しました。裁判官15人全員一致の意見で、変更した性別の性器の見た目を似せる「外観要件」については、

広島高裁に差し戻し、再審理を求めました。4年前に「合憲」とした最高裁の判断が変更され、国は特例法の規定見直しを迫られることになります。」

「問題は極めてまれ」という最高裁の誤認

特例法は①18歳以上②現在結婚していない③未成年の子もがいらない④生殖腺がないか生殖機能を永続的に欠く状態⑤変更後の性

別の性器に似た外観を備えている——の5要件を全て満たせば性別変更が認められるとしています。

今回の最高裁は、このうち④を違憲としたのですが、「子をもうけることにより親子関係等に関わる問題が生ずることは極めてまれである

高裁が「外観要件も違憲」決定の恐れ

特例法による性別変更では、既に1万3千人が手術を受けていると言われます。性別適合の手術をした当事者からは「手術は客観的に性別変更の証明が可能なほぼ唯一の手段だ」との声が出ています。

今後、広島高裁が差し戻し審で「外観要件」についても違憲の決定をする恐れがあります。その場合、申立人にとって相手側がない裁判で

る」と断定しています。「まれ」であれば「無視してもよい」と言っているのに等しく、その根拠も推測にすぎません。現実には、女性であるとの性自認を持つ男性が相手を妊娠させて父親になったケースがあり、生殖機能を持ったままの性別変更が認められれば、「法律上の女性が父親になる」という混乱が起きます。また、性別違和で乳房切除までした人が子どもを出産した例もあり、「(性別変更した)法律上の男子が母親になる」ケースも出てくるでしょう。

あるため抗告されることはなく、違憲の決定は確定して判例になってしまします。これについて、「女性スペースを守る会」などの団体と連携してきた滝本太郎弁護士は「高裁で違憲の決定が出て外観要件が否定された場合でも、女性や子どもをしっかりと守れる法整備を急いでやっておく必要がある」としています。

「最高裁は先行国の女性被害を無視し、性自認至上主義を追認」批判声明

一方、「女性スペースを守る緒団体と有志の連絡会」は30日付けで声明を出した。

「最高裁は(家事審判という)相手方がいない法廷で、申立人側の主張や立証だけの裁判により、国会が定めた特例法の生殖不能要件を違憲とした」と指摘。その上で、「先行した国々で女性の安心安全が害されている状況、イギリスが正常化に舵を切り苦勞している実態、国際水泳連盟や世界陸連では男子としての思春期を幾分でも経験した者は女子スポーツ選手権への参加資格がないとしたこと等の言及さえない」と批判しました。

さらに、「判決文から読み取れるのは、性自認は他者の権利法益より優先すべきあるとする性自認至上主義にもとづく論理ばかりだ。最高裁の暴走である」と非難しました。今後の対応については「国会は(違憲とされた)生殖不能要件はもちろん、外観要件、特に男性の性器についてにはなおさら、決して急いで削除などを検討すべきではない。慎重に対処すべきだ」と強調しています。

また、差し戻された広島高裁は早期に本件の判断をすべきではなく、様々な調査結果と国民的議論の行方をよく見極めるべきとしています。

国は利害関係人として高裁審理に参加すべし

滝本弁護士らは、国は法務大臣権限法と家事事件手続法に基づき、この裁判に利害関係人として参加すべきであると呼びかけています。法務大臣権限法は、第4条に「法務大臣は国

の利害又は公共の福祉に重大な関係のある訴訟において、裁判所の許可を得て、裁判所に対し、自ら意見を述べ、又はその指定する所部の職員に意見を述べさせることができる」とあります。